

社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員が、その職務のため、理事会及び監査に出席したときは、報酬として月額3,000円を支給する。

2 役員の報酬は、年額15,000円を超えないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。